

社会保険

ほっかいど



2022
No. 479

9

September

10

October

INFORMATION

日本年金機構からのお知らせ P2

- 短時間労働者の適用拡大
- 標準報酬月額決定通知
- スマホ&マイナンバーカードでねんきんネット

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ P4

- 健康づくり講演会を開催いたします
- 北海道支部は移転しました
- インセンティブ制度について

労働保険関係手続きの基礎 P6

- 労働時間の管理は事業主の義務、その根拠とは？ ほか

社会保険協会支部だより P7

- #### 働く人の ライフ&マネープラン P8
- ふるさと納税



北海道のまつり～能取湖さんご草祭り 網走市

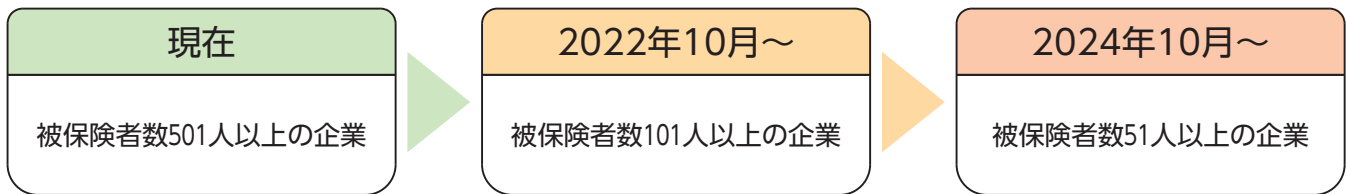
短時間労働者の適用拡大

～ 法律改正によりパート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります ～

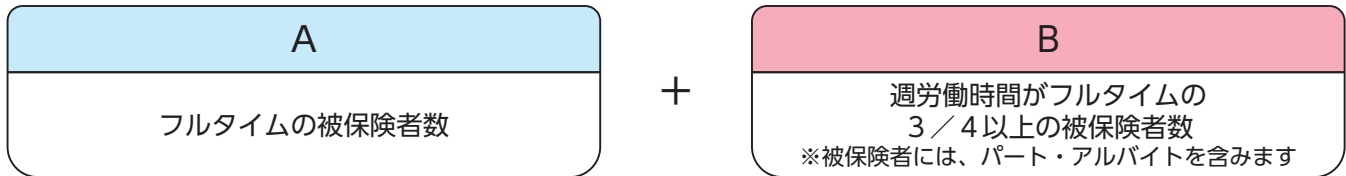
現在、厚生年金保険の被保険者数が501人以上の事業所で働く短時間労働者（週の所定労働時間が20時間以上等、一定の要件を満たす者をいう。以下同じ。）は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となっています。

令和4年10月から、被保険者数が101人以上の事業所で働く短時間労働者も、健康保険・厚生年金保険の加入が義務化されます。また、令和6年10月からは、さらに51人以上の事業所で働く短時間労働者も対象となります。

～ 対象となる企業 ～



被保険者数は以下のA + Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



～ 新たな加入対象者 ～

新たな加入対象者は以下の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

- | | |
|---|--|
| check
<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上 | check
<input type="checkbox"/> 月額賃金が8.8万円以上 |
| check
<input type="checkbox"/> 2ヶ月以上の雇用の見込みがある | check
<input type="checkbox"/> 学生ではない |

～ 社会保険に加入するメリット ～

パート・アルバイトの方が社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入することにより、社会保険料のご負担が変わりますが、パート・アルバイトの方の保障が充実します。

年金 老後・障害・死亡の保障がさらに充実！

- 1階（基礎年金部分）に加えて2階（報酬比例部分）の上乗せ
- より軽い障害にも保障範囲が拡充

医療保険 あんしんの医療保険がもっと充実！

- 傷病手当金 病休期間中、給与の2 / 3相当を支給
- 出産手当金 産休期間中、給与の2 / 3相当を支給

～ 適用拡大特設サイト ～

適用拡大については以下に特設サイトを開設していますので、ご覧ください。

適用拡大特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



標準報酬月額決定通知

～ 「標準報酬月額」を従業員の方へお知らせください ～

日本年金機構では、各事業所から提出された「資格取得届」や「標準報酬月額変更届」等により被保険者の『標準報酬月額』を決定します。

決定した『標準報酬月額』は「標準報酬月額決定通知書」等で通知します。

『標準報酬月額』は毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要なものです。被保険者の皆さまに必ずお知らせしていただきますようお願いいたします。

※『標準報酬月額』…厚生年金保険では、被保険者が受け取る給与（基本給のほか残業手当や通勤手当などを含めた税引き前の給与）を一定の幅で区分した標準報酬月額に当てはめて決定した標準報酬月額を、保険料や年金額の計算に用います。

スマホ&マイナンバーカードでねんきんネット

～ マイナンバーカードにスマートフォンをかざすだけで簡単にログインできます ～

「ねんきんネット」はお客様自身がパソコンやスマートフォン等で年金情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」の初回利用登録にはスマホ&マイナンバーカードがあると便利です。

マイナンバーカード



利用者証明用電子証明書

パスワード

(例)



ご自身で設定した
数字4桁の暗証番号

スマートフォン



マイナンバーカード読取対応の
スマートフォンをお使いください

【スマートフォンでの初回利用登録の流れ】

まずは、マイナポータルにログイン！

ログイン をクリック  マイナポータルは
こちらから
<https://myna.go.jp>

- ① 「初めての方 利用者登録」をクリック
- ② 使用する端末から「スマートフォン」を選択
- ③ ログインに使用するマイナポータルアプリをダウンロード
- ④ 「利用者登録／ログイン」を選択
- ⑤ ご自身で設定した数字4桁の暗証番号を入力
- ⑥ マイナンバーカードにスマートフォンをかざして読み取り
- ⑦ マイナポータルにログインが完了！

あとは、ねんきんネットの初回利用登録をするだけ！



- ① マイナポータルサイトのトップ画面「注目の情報」欄にある「年金記録・見込額を見る（ねんきんネット）」を選択
- ② 「メールアドレスの登録／変更」から登録メールアドレスを入力
- ③ 「日本年金機構からのお知らせメールの配信希望」を選択
- ④ ねんきんネットの初回利用登録が完了！

健康づくり講演会を開催いたします

協会けんぽ北海道支部では、加入者の皆さまに「健康づくり」について関心を高めていただくため、10月に札幌市で「健康づくり講演会」を開催いたします。専門家の方から職場復帰支援について学び、職場におけるメンタルヘルスケアの充実に努めてみませんか？

本講演会の詳細については、北海道支部ホームページをご覧ください。

テーマ

メンタルヘルスケアの実施による

職場復帰支援について

日時

10月5日（水曜日）14：00～16：00

場所

TKP札幌駅カンファレンスセンターホール3A
(札幌市北区北7条西2-9)

参加無料！

開催方法

ハイブリット開催
(会場とオンラインの組み合わせ)

定員

会場 : 50名
オンライン : 定員なし

プログラム

「メンタルヘルスケアの実施による職場復帰支援について」を
テーマにご講演いただきます。

講師

○第一講演
特定医療法人社団慶愛会
札幌花園病院 院長
松原 良次 氏

○第二講演
北海道産業保健総合支援センター
メンタルヘルス対策促進員
立花 純子 氏



北海道支部は移転しました

全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部は、新北海道ビル4F（札幌市北区北7条西4丁目3-1）にて業務をしておりましたが、下記のとおり移転しました。

申請書など、当支部への送付物については、新住所にお送りくださいますようお願いいたします。

新住所

〒001-8511 札幌市北区北10条西3丁目23-1
THE PEAK SAPPORO 3階

最寄駅

市営地下鉄南北線 北12条駅 徒歩3分 JR札幌駅北口 徒歩5分

営業時間

午前8時30分～17時15分
※土日祝、年末年始(12/29～1/3)を除く

電話番号

011-726-0352 (代表)
※電話番号に変更はありません



インセンティブ制度について

協会けんぽでは、「インセンティブ（報奨金）制度」を導入しています。この制度は、47都道府県全支部を5つの評価指標の取組結果に基づき順位づけします。その上位15支部に報酬（インセンティブ）が与えられ、保険料率の引き下げにつながる制度です。なお、令和4年度の取組結果が令和6年度の保険料率に反映されます。※取組年度から2年後の保険料率に反映される仕組みです。

今回は、北海道支部の順位を上げるために皆さまにお願いしたい取組内容をまとめましたので、ご一読ください。

評価指標	北海道支部 順位 (令和2年度取組結果)	皆さまにお願いしたい取組み
1. 特定健診等の 受診率	43位	生活習慣病予防健診、特定健診を毎年受診しましょう。 事業主さまへ ▶ 定期健康診断（事業者健診）を実施の場合は、健診結果を協会けんぽに提供してください。
2. 特定保健指導の 実施率	44位	生活習慣の改善が必要な方は、保健師等のサポートを受けられる特定保健指導を利用しましょう。 事業主さまへ ▶ 事業所で特定保健指導を受けられるよう、環境整備にご協力願います。WEB面談も実施しています。
3. 特定保健指導対象者の 減少率	35位	日頃の生活習慣を見直し、特定保健指導対象者から抜け出しましょう。
4. 要治療者の 医療機関受診率	29位	健診結果で要治療とされた方は、すみやかに医療機関を受診しましょう。 事業主さまへ ▶ 「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた従業員の方に対し、医療機関への受診を促してください。
5. 後発医薬品の 使用割合	15位	お薬を受取る際は積極的に後発医薬品（ジェネリック医薬品）を選択しましょう。

現在の取組が未来の保険料率に反映されます。
上記の取組にご協力ください！



健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/hokkaido>



労働保険関係手続きの基礎

前回解説した明示しなければならない労働条件のひとつである労働時間ですが、2019年4月に改正された労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）は、客観的に労働時間を把握することを事業主の義務と決めました。労働保険関係の事務において労働時間の把握とは、残業代を過不足なく計算して支払い、その時間を記録管理するために重要なものですが、従業員の健康確保のためにも大切なデータだということをご理解いただきたいと思います。

今回は事業主の義務である「労働時間の適正な把握」について解説してみたいと思います。

特定社会保険労務士 背戸美樹（せと みき）

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff（あぞふ）社会保険労務士事務所を開業しました。法人向けコンサルティングに長年従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援しています。

社会保険・労働保険の電子申請をはじめ、中小企業のバックオフィス業務のDX化を後押しし、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動しています。



労働時間の管理は事業主の義務、その根拠とは？

安全衛生法第66条の8の3

事業者は、第66条の8第1項^{*1}又は前条第1項^{*2}の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者（次条第1項に規定する者^{*3}を除く。）の労働時間の状況を把握しなければならない。

※1：長時間労働者の医師の面接指導 ※2：「新たな技術、商品または役務の研究開発に係る業務」に就く労働者の医師への面接指導

※3：高度プロフェッショナル制度対象労働者

従業員の健康確保の観点から、フレックスタイム制や裁量労働制が適用される労働者や労働者性が一定程度認められる執行役員など管理監督者も含めすべての人の労働時間の実態が客観的な方法その他適切な方法で把握されていなければなりません。

なお、この条文に罰則の適用はありませんが、過重労働等による従業員の健康障害が認められた場合は、労働契約法に基づく安全配慮義務違反を問われる可能性があります。

自社が採用する労働時間制を理解する

労働基準法（以下「労基法」という。）には複数の労働時間制が定められています。労働時間を適正に記録・管理するためには、自社で採用する労働時間制を正しく理解していなければなりません。労基法に定められている労働時間制の概要を以下にご紹介致します。採用している労働時間制とはどのようなものなのか、理解を深め適正に把握するよう努めましょう。

■労基法第32条の定めによる、いわゆる原則的な管理

週40時間、1日8時間を労働時間を上限とし管理する原則的な制度です。これを超えた時間について日ごと、週ごと、そして、休日、深夜の労働時間についてそれぞれ割増手当を算定する必要があります。

■労基法第32条の2から4に定める、いわゆる変形労働時間制

1か月単位、1年単位、1週間単位、フレックスタイムなど一定期間（変形期間）における働く時間の総量（総労働時間）をあらかじめ決めたとうえで管理する制度です。日ごとの所定労働時間を超えた時間、変形期間の週平均40時間を超えた時間、そして、休日、深夜の労働時間について割増手当を算定する必要があります。

■労基法第38条の2から4に定める、いわゆる裁量労働時間制

事業場外で労働し労働時間の算定が困難な者のための労働時間制、専門業務型及び企画型の裁量労働制の3種類があります。いずれも「一定の時間労働するものとみなす」ことを前提に運用されます。あらかじめ協定した時間が法定の上限を超える場合はその労働時間、そして、休日、深夜の労働時間について割増手当の算定が必要です。

■労働時間制ではないけれど…番外編：労基法41条の2に定める、いわゆる高度プロフェッショナル制

職務の範囲が明確な高度専門職で高所得者を対象として、労働時間、休憩、休日・深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする制度です。この制度により働く人には「労働時間」の概念はありませんが、安衛法の定めに基づき健康管理時間としてやはり業務に当たった時間は把握しなければならないとされています。

労働時間は客観的なデータで記録すべきもの

第52条の7の3（法第66条の8の3の厚生労働省令で定める方法等）

法第66条の8の3の厚生労働省令で定める方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法^{*}とする。

2 事業者は、前項に規定する方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存するための必要な措置を講じなければならない。

※：やむを得ず自己申告により労働時間を管理する場合は、始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置を講じなければならない。

安衛法規則に労働時間の記録方法が定められています。タイムカードやパソコンのログなど客観的な方法による記録が求められています。最近ではクラウドシステムを用いた勤怠管理の活用が進んでいます。なお、その他の方法として例外的に客観的な方法が取れないなどやむを得ない事情がある場合は、従業員の自己申告に基づく管理方法も認められていますが、この方法の採用には様々な措置が求められます。あくまでも例外的な方法であることに留意が必要です。

安衛法に労働時間把握義務の根拠が定められた意図は、労働時間の把握とは、残業代を正しく算定し正確に賃金を支払うことに留まらず、過重労働による従業員の健康障害の防止が事業者の責務であることをすべての事業主に対して理解を促すことにあります。適正に労働時間を把握し正確な賃金計算を行い、そして、過重な労働が起こらないよう従業員の健康に配慮した良好な職場環境を整備し、人が集まる職場づくりを目指していただきたいと思います。その取組みは、必ず労働保険事務の適正化に繋がっていきます。

次号以降は、労働時間と賃金の関係や把握した労働時間の記録方法と保存に関するルールについて解説してみたいと思います。

働く人の ライフ&マネープラン

ふるさと納税

ふるさと納税の制度がスタートして14年。すでに利用している人もいますが、まだの人は物価上昇の中での生活防衛の一つとして検討してもいいでしょう。返礼品ももらえて節税にもなるふるさと納税ですが、税の控除額には一定の上限が設けられています。自身の限度額を知ってよりお得な活用を考えてみましょう。

ファイナンシャルプランナー
須藤臣（すどうとみ）



銀行、不動産会社勤務を経て1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演、執筆など多方面で活動中。個人相談は3000件以上

著書：『60歳からの生き活き術』『Only Oneの家づくり』（北海道新聞社）『生命保険見直しガイド』（日本実業出版社）など多数

2,000円超が節税+返礼品

ふるさと納税は、「納税」と言われていますが実際には都道府県や市町村への「寄附」です。特定の法人や地方公共団体などへの一般的な寄附では、確定申告することで「寄附金控除」が受けられて、所得税・住民税が軽減されます。

一方、ふるさと納税では、「寄附金税額控除の特例

控除」が適用されるため、より大きな節税効果を得ることができます。ふるさと納税（寄附）した額から2,000円を除いた額が所得税・住民税から控除される仕組みです。例えば、ふるさと納税を5万円すると税金は48,000円安くなり、さらに寄附した自治体が提供する返礼品を受け取ることができるのです。

控除対象となる寄附額を確認

寄附額の2,000円を超える額の税額控除があっても、年収や家族状況などにより限度が決められています。例えば、途中の年収500万円の人の控除対象の寄附上限額の目安は約6.1万円（配偶者控除なしの

場合）です。年収や扶養家族の状況、社会保険料などの各種控除を入れることで簡単に限度額シミュレーションできるインターネットサイトが多数あるので活用してみましょう。

確定申告不要のワンストップ特例

ふるさと納税をして税の控除を受けるためには、原則として確定申告する必要があります。確定申告した場合は、所得税分はその年の分が還付となり、住民税分は翌年度の住民税が減額になります。

確定申告の必要ない給与所得者や年金所得者などが

ふるさと納税する場合には、各自治体に「ワンストップ特例申請書」を提出することで確定申告が不要になる便利な仕組みがあります。この場合の寄附先の自治体数は5つ以内に制限されています。

退職前にふるさと納税を検討

退職を翌年に控えている人は、ふるさと納税を検討するといいいでしょう。定年退職では再雇用などで収入が減っているにもかかわらず、住民税は前年収入に対して“後払い”でかかってくるため大きな負担となり

ます。来年退職の人は今年12月末までにふるさと納税することで、退職後にやってくる住民税の額を減らすことができます。

ふるさと納税 控除対象の寄附上限額の目安

年収	配偶者控除あり	配偶者控除なし
200万円	約0.7万円	約1.5万円
300万円	約2.0万円	約2.8万円
400万円	約3.3万円	約4.2万円
500万円	約4.9万円	約6.1万円
600万円	約6.9万円	約7.7万円
700万円	約8.6万円	約10.8万円
800万円	約12.0万円	約12.9万円
900万円	約14.3万円	約15.2万円
1000万円	約16.7万円	約17.7万円

※社会保険料は年収の15%、その他控除なしで試算

	確定申告	ワンストップ特例 ※納税する自治体数は5つ以内
ふるさと納税での手続き	ふるさと納税を行った翌年の3月15日までに確定申告する	確定申告のいない給与所得者等は各自治体へ申請（翌年の1月10日まで提出）することで確定申告が不要になる
税の控除・軽減	その年の所得税から控除（還付）される。翌年の住民税から控除（住民税の減額）される	所得税からは控除されないが、その分を含めて翌年の住民税から控除（住民税の減額）される